

## 人権と「思いやり」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹



人権と「思いやり」とは、どう違うのでしょうか。「思いやり」さえあれば、人権は不要なのではないでしょうか。

国連の人権高等弁務官事務所は、人権について、「生まれてきた人間すべてに対して、その人が能力を発揮できるように、政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権で、人権は誰にでもある。」と説明しています。

つまり、人権の実現には、政府が、①人がすることを尊重し、不当に制限しないこと（尊重義務）、②人を虐待から護ること（保護義務）、③人が能力を発揮できる条件を整えること（充足義務）の3つの義務を果たす必要があります。

そこで、人権とは、私たちが政府に対し、尊重義務、保護義務、充足義務をきちんと果たすように求めることができる権利なのです。

では、政府が義務をきちんと果たさないために、人権が充分に実現していない場合にはどうしたらよいのでしょうか。

政府が義務を果たさないのですから、もはや、政府の「思いやり」などは期待できません。その場合には、自分に権利があること、その裏返しとして、政府に果たすべき義務を果たすよう、表現活動や選挙を中心とした政治活動など様々な手段を通じて求めることができます。そして、表現活動や政治活動などを通じても、政府が義務を果たさないのであれば、最終的に最も強い手段として、裁判所に訴えることができます。訴訟（裁判）は、法というルールに従った闘いですから、人権には、政府との闘争をも辞さないという厳しい側面があるのです。

例えば、我が国では、日本国憲法下で「らい予防法」に基づき、40年以上にも渡り、全く必要性がないのに、ハンセン病元患者らを療養所に隔離し、差別と偏見を助長し、ハンセン病元患者らの人権を侵害する政策を取っていました。2001年5月11日、熊本

地裁は、このような隔離政策を憲法違反と認定し、国に対し元患者らへの損害賠償を命じました。

この判決の中では、「ある者は、学業の中断を余儀なくされ、ある者は、職を失い、あるいは思い描いていた職業に就く機会を奪われ、ある者は、結婚し、家庭を築き、子供を産み育てる機会を失い、あるいは家族との触れ合いの中で人生を送ることを著しく制限される。その影響の現れ方は、その患者ごとに様々であるが、いずれにしても、人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれるのであり、その人権の制限は、人としての社会生活全般にわたるものである。」と述べられ、隔離政策が、人間としての尊厳性を徹底して破壊し、元患者らの人生そのものを根こそぎ台無しにしたことが認定されています。

国は、一方でハンセン病患者らへの差別と偏見を煽りつつ、他方で差別と偏見に満ち満ちた社会で生活するよりも、社会から隔離された療養所で差別に苦しまずに一生を終える方が幸せなはずだという「思いやり」で隔離政策を続けたのでした。しかし、国による「思いやり」はハンセン病元患者らの尊厳を踏みにじるものでした。人権を武器として訴訟という闘いの方法によらねば、国の「思いやり」を打破して、ハンセン病元患者らの尊厳を回復することはできなかったのです。

このように、「思いやり」は必ずしも人権を保障するものではなく、逆に人権侵害を正当化する理屈になり得ることを決して忘れてはいけないと思います。

国立のハンセン病療養所は、全国に13か所ありますが、このうち、青森市には、松丘保養園があります。松丘保養園には学芸員がおりますので、国の「思いやり」による差別、人権侵害を二度と繰り返させないために、隔離政策の実態がどのようなものであったのか、是非、松丘保養園を訪問し、学芸員のお話を聞くなどして、学習の機会を持っていただきたいと思います。

以上